



2022年5月10日

各 位

会社名 虹 技 株 式 会 社  
 代表者名 代表取締役社長 山本 幹雄  
 (コード 5603 東証スタンダード市場)  
 問合せ先責任者 常務取締役 谷岡 宗  
 (TEL 079-236-3221)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第117回定時株主総会に、下記の通り定款一部変更の件について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 株主総会の開催形式（場所の定めのない株主総会）の追加

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）に基づき、場所の定めのない株主総会の開催が認められたことに伴い、定款変更を行うものであります。なお、場所の定めのない株主総会の開催のための省令要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けております。

##### (2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設け、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるためこれを削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行	変 更 案
<p>第12条（招集）</p> <p>当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第12条（招集）</p> <p>当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p><u>2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行	変 更 案
<p data-bbox="475 197 576 226">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="256 595 312 624">附則</p> <p data-bbox="300 636 751 665">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p data-bbox="284 676 794 864">当社は、第 114 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項に規定する監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p data-bbox="475 954 576 983">&lt;新設&gt;</p>	<p data-bbox="826 159 1166 188"><u>第 15 条 (電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="855 199 1313 344">当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="826 356 1326 544">2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="826 595 882 624">附則</p> <p data-bbox="826 636 1326 703"><u>第 1 条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="855 714 1326 943">当社は、第 114 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項に規定する監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p data-bbox="826 954 1270 983"><u>第 2 条 (電子提供措置等の経過措置)</u></p> <p data-bbox="855 994 1326 1301">変更前定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第 15 条 (電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに定める施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="826 1312 1326 1541">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="826 1552 1326 1697">3. <u>本条は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 2022 年 6 月 28 日  
定款変更の効力発生日 (予定) 2022 年 6 月 28 日

以上